

## 税制改正大綱(個人所得編)

昨年の12月23日に令和5年度税制改正大綱が閣議決定されました。令和5年度の税制改正の中でも大きなインパクトがあるものとして新NISA制度があります。このNISA制度の改正には、これまでの資産形成のあり方を貯蓄から投資へシフトさせていくために恩恵が準備されています。そんな新NISA制度についての概要、そのほかにも、個人所得税に係る改正点をピックアップし解説します。

### NISAの恒久化と拡充

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的にシフトさせ、ひいては資産所得倍増につなげることを目的として、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が盛り込まれた。この改正によって、積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象にした「つみたて投資枠」と、上場株式等への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」の2本立てとし、両枠は併用可能となった。本制度は令和6年1月から適用される。

【新旧制度比較】金融庁HP参照 (<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html>)

	～令和5年 新制度とは別枠で存続 <sup>※1※2</sup>		令和6年～	
	いずれか選択		併用可	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設可能期間	令和19年まで	令和5年まで	恒久化	恒久化
年間投資上限	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限	無期限
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 うち、成長枠1,200万円 簿価残高方式 再投資可	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (改正前のつみたてNISAと同じ)	上場株式・公募株式投資信託等 (一定のものは除外)
対象年齢	20歳以上 <sup>※3</sup>	20歳以上 <sup>※3</sup>	18歳以上	18歳以上

※1 改正前の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠外で改正前の取扱いを継続する。改正前の制度から新制度へのルールオーバーは不可。

※2 ジュニアNISAについては、令和5年末までにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間の終了時に原則18歳になるまでは自動的に継続管理勘定に移管され、非課税措置を受けることができる。

※3 令和5年以降は18歳以上。

## 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の見直し・延長

相続又は遺贈によって空き家及びその敷地を取得した相続人等が、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで（かつ特例の適用期間内）に、「被相続人居住用家屋（又は家屋及びその敷地）」あるいは「被相続人居住用家屋の敷地等」を売却した場合に、一定の適用要件を満たしていれば、その売却に係る譲渡所得金額から3,000万円の控除ができる特例である（租税特別措置法第35条3項参照）。  
今回の改正で見直されたポイントは以下のようになる。

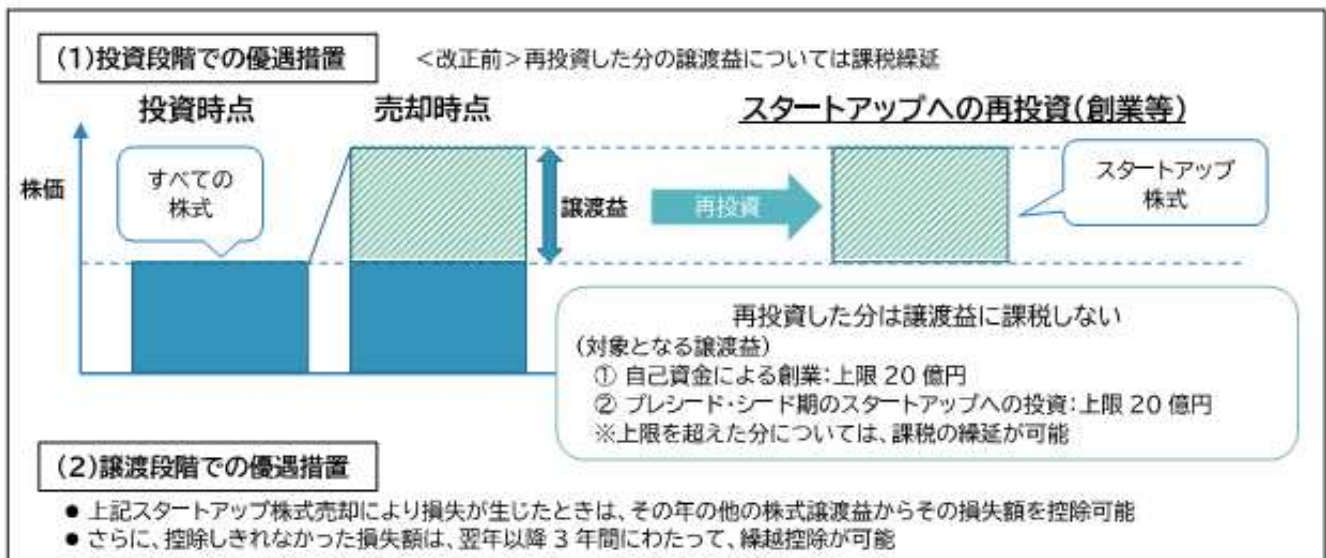
財務省 HP 参照 ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/05taikou\\_01.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_01.htm))

	改正前	改正後
適用期限	令和5年12月31日まで	令和9年12月31日まで
耐震リフォーム要件 (家屋を含む譲渡)	譲渡日までに その家屋が耐震基準に適合	譲渡日～譲渡年の 翌年2月15日までに その家屋が耐震基準に適合
除却要件 (敷地のみ譲渡)	譲渡日までに 家屋を除却	譲渡日～譲渡年の 翌年2月15日までに 家屋を除却
特別控除額	3,000万円 ※相続人が複数名いる場合 それぞれ控除額3,000万円	3,000万円 ※相続人が3人以上いる場合 1人あたり控除額2,000万円

## スタートアップへの再投資に対する特例の創設

- ・エンジェル税制（ ）について、20億円を上限に
- ・プレシード/シード期のスタートアップへの投資を非課税
- ・自己資金による創業も非課税
- ・令和5年4月1日以降の再投資について適用

エンジェル税制とは、ベンチャー企業に対する起業家や投資家からの投資を促進するための税制であり、具体的には、起業家や投資家がベンチャー企業に出資した際、出資額の一定割合を所得税の控除として受け取ることができるものである。



出典: 財務省「令和5年度税制改正」(令和5年3月発行) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei23.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23.html)